



重点政策に関する記者会見を実施

旅館業法改正の談話・無料労働相談を併せて報告



記者会見の様子（左から櫻田副会長、矢野副事務局長）

9月22日（木）、サービス連合は記者会見を実施し、**2022年度重点政策の取り組み・旅館業法の見直しに係る検討会取りまとめについての談話発信・サービス連合「無料労働相談」について報告をおこないました。**

櫻田副会長は、重点政策について、「重点政策は加盟組合からの現場の声を集めて作成している政策集の中から、重点的な取り組みを抜粋したものである。観光関連産業は長期にわたるコロナ禍の厳しい状況が続き、これまで緊急要請をおこなってきたが、全国旅行支援など少し明るい兆しが見える中、**産業の回復後に必要な政策として取りまとめた。産業の回復にむけた政策実現のために報告をおこないたい。**」と述べました。また櫻田副会長は厚生労働省が実施している「旅館業法の見直しに係る検討会」の委員を務めており、働くものの健康や安全を守るという観点で旅館業法改正についての見解を報告しました。

サービス連合からの報告に対し、報道関係者からは、業界に関する現状認識についての質問があり、櫻田副会長は「今後春季生活闘争の議論を開始するため、今後詳しく検討していくが、加盟組合が属する旅行業・宿泊業・国際航空貨物業のそれぞれで状況が異なっている。物価の変動に関わらず中期的な目標である『35歳年収 550万円』を堅持したうえで、各業種の状況を見極めながら今期の春季生活闘争の方向性を検討していきたい」と回答しました。また、観光関連産業の離職者に関する質問に対しては、「他業種への離職者が増加していることや、新しくこの産業で働く方において旅行や宿泊など本業に従事した経験が少ないことを危惧している。」と回答しました。

また記者会見では、サービス連合が取り組む無料労働相談についても報告をおこない、より多くの方に相談していただけるよう報道関係者を通じて広く情報を発信しました。

ひとりで悩んでいませんか？



サービス連合「無料労働相談」のご案内

サービス連合はホテル・旅館業・旅行業・国際航空貨物業・派遣業（添乗員）および関連する産業の労働者で組織する産業別労働組合です。

ホテル・旅館業・旅行業・国際航空貨物業・派遣業（添乗員）で働く正社員・契約社員・派遣社員・パートタイマー・アルバイト・高齢者雇用者など、全ての方々の労働相談を直接「弁護士が電話対応」受けつけます。

相談内容の秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

サービス連合「無料労働相談」案内チラシ（一部）